

## 川崎市立学校教職員被服貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校に勤務する教職員に対し、学校における職務の遂行上、その安全、衛生等に資するために必要とする被服の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者等)

第2条 被服の貸与を受ける教職員（以下「被貸与者」という。）、貸与する被服（以下「貸与品」という。）、貸与する数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 この要綱において「貸与期間」とは、貸与品の耐用年数とみなされる期間（休職等で勤務しなかった期間を除く。）をいう。

(貸与期間の調整等)

第3条 教育長は、業務の状況又は貸与品の消耗の程度により、必要があると認めるときは、貸与期間を延長し、又は短縮することができる。

2 教育長は、業務の状況等により、貸与品の全部又は一部を貸与する必要がないと認めるときは、貸与しないことができる。

(着用義務等)

第4条 被貸与者は、貸与の目的に従い、勤務中は貸与品を着用するものとする。ただし、所属長の承認を得た場合は、この限りでない。

(貸与品の取扱い)

第5条 被貸与者は、貸与品を貸与の目的以外に使用し、又は他人に使用させ、若しくは処分してはならない。

2 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって貸与品を使用し、保管するほか、補修、洗たくその他保存上必要な費用は、特に教育長の承認を得た場合を除き、自己の負担とする。

(貸与品の返還)

第6条 被貸与者は、退職等により被貸与者でなくなった場合は、遅滞なく、貸与品を所属長に返還しなければならない。ただし、貸与期間が満了した場合は、この限りでない。

(再貸与)

第7条 被貸与者は、貸与品を破損し、又は亡失したときは、速やかに所属長を経て教育長にその旨を届けなければならない。

2 教育長は、前項の届出を受けたときは、当該被貸与者に対し、代替品を貸与する必要があると認めたときは、再貸与する。

(取扱責任者)

第8条 所属長は、貸与品についての取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を定め、貸与品に関する事務を行わせるとともに、善良なる管理者の注意をもって、貸与品の保管に従事させなければならない。

(被服貸与簿)

第9条 取扱責任者は、貸与品の、受入れ、貸与又は返還等についての明細を記入した被服貸与簿を整理し、貸与の状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に貸与されている貸与品は、この要綱により貸与さ

れているものとみなす。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に貸与されている授業衣上衣は、この改正後の要綱の規定により貸与された校務衣上衣とみなす。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	被貸与者の範囲	貸与品の種類	数量	貸与期間
1	教員（教頭を除く。） 、実習助手、学校事務 職員、学校栄養職員	校務衣上衣	（着） 1	（年） 3
2	特別支援学校及び重複 障害特別支援学級の授 業を担当する教員（教 頭を除く。）	作業衣	1	1
3	高等学校の工業実習を 担当する教員（教頭を 除く。）及び実習助手	作業衣	1	1
4	高等学校の理科の実験 を担当する教員（教頭 を除く。）	白衣	1	1
5	学校給食調理員	半袖作業衣	2	1

- 備考1 教職員の育児休業代替等により配置された臨時的任用教職員のうち、職務上特に被服が必要であると認められる者には、原則として貸与する。
- 2 現に出産、育児休業及びその他長期休業中の職員には、原則として貸与しない。
- 3 学校給食調理員の半袖作業衣の着用については給食調理作業時を除く。